

委員提出資料 意見書

1. プラスチック製容器包装に係る再商品化制度に関する要望書 … 1
(安達委員、濱委員、本田委員、八木委員)

2. プラスチック製容器包装リサイクルにおける入札制度の見直しについて … 4
(占部委員、大垣委員)

3. プラスチック製容器包装に係わる再商品化の在り方について … 7
(今泉委員)

平成 22 年 7 月 20 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

容器包装リサイクル WG プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合
御中

上記合同会合

委員 安達 肇

委員 濱 利治

委員 本田 大作

委員 八木 雄一郎

合同会合でのとりまとめに際し、合同会合委員として意見を申し述べさせていただきます。趣旨につきましては、別紙のとおりです。

平成 22 年 7 月 20 日

プラスチック製容器包装に係る再商品化制度に関する要望書

NPO 法人プラスチックマテリアルリサイクル推進協議会

高度マテリアルリサイクル推進協議会

日本環境保全協会

全清連プラスチック適正循環資源化協議会

容リプラ利用事業者協会

1. 材料リサイクルの優先取扱の維持

我々、材料リサイクル事業者は、プラスチック製容器包装を材料リサイクルするために必要な定められた専用設備を投資し、容器包装リサイクル法の理念である 3R の推進、資源保護、循環型社会形成を目指し、これまで再商品化製品の品質向上と高度化製品の開発などに取り組み、地域社会とともに循環型社会構築に寄与してきたと自負しております。

しかしながら、材料リサイクル手法の優先的取り扱い維持に対する根拠が明確でないというご意見も一部あることから、改めて下記の理由により、引き続き、優先維持により、材料リサイクルの手法を残すことが我が国のバランスの取れた循環型社会構築のためにも必要だと確信しています。

○素材としての循環利用率が高い

材料リサイクルは、プラスチックからプラスチック製品に直接リサイクルされるため、素材そのものの循環利用率が再商品化手法の中で最も高い。また、循環型社会形成推進基本法においても、循環的な利用が優先するとなっている。

○事業者としての二酸化炭素排出量が低い

材料リサイクルは、再商品化プロセスの中では、プラスチックを熱分解しないため、電気使用由来（一部重油使用）の二酸化炭素しか排出されない。従って、事業者としての二酸化炭素排出量は、再商品化手法の中で最も低い。

○市民にわかりやすいリサイクル

材料リサイクルは、市民にとってリサイクルされている実感が高く、環境意識の

高い住民の取り組みが活かされるため、3R推進の効果と子供たちに対する環境教育の効果が高い。

また、現状は、製造現場で使われる物流パレット等や建設土木資材が多いが、日用品などの身近な製品なども拡大しつつあり、今後も環境教育の効果は拡大する見込みである。

○単位処理量あたりの雇用効果が高い

材料リサイクルは、他の再商品化プロセスと比べて、プロセスが多く、多くの人手を必要とし、地域の雇用に大きく貢献しており、再商品化手法の中で、1t処理あたりの雇用効果が最も高い。

2. 手法にあった適正な再商品化コストの維持

昨年の合同会議の答申により、優先事業者と非優先事業者の割合が50%ずつとなったため、排出量に対する競争率が、特に優先B枠では、7倍程度となり、平均落札単価が非優先事業者の材料リサイクルの平均落札単価を下回る状況となりました。このままでは、環境省の平成17年8月に通知された行政処分指針にもあるように、安価な価格での処理は、不適正処理としてみなされるということにもつながりかねません。排出量が増えない状況でコスト競争を増長するような入札の仕組みは、リサイクルの質の高度化を進めている材料リサイクルを逆行させるものです。

従って、リサイクルの質の高度化を更に進める為にも優先A枠の競争率は、最大でも昨年同様の1.05倍に維持した上で、入札下限値などの設定やA枠の割合もできるだけ多くするなどし、適正な材料リサイクルをするための必要なコストを、確保できるような仕組みを検討して頂きたい。

また、平成22年度の材料リサイクルの再商品化能力は、約58万tであり、ケミカルリサイクルの再商品化能力、約40万tであることを鑑みても、優先事業者の割合をこれ以上減らすことは、適正な材料リサイクルをすることが困難となります。

以上、優先取扱の維持ならびに適正処理コストの確保に対する措置について、強く要望致します。

平成 22 年 7 月 20 日

産業構造審議会 環境部会 廃棄
物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクル
WG プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会 /
中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 プラスチック製容器包装に係る再商
品化手法専門委員会 合同会合における意見書の提出について

上記 合同会合
委員 占部 教之
委員 大垣 陽二

合同会合での再商品化手法の評価と取扱いの方向性等に関するとりまとめに
際し、合同会合委員として意見を申し述べたいと存じます。趣旨につきましては、
別紙のとおりであります。

以上

プラスチック製容器包装リサイクルにおける入札制度の見直しについて(要望)

平成 22 年 7 月 20 日
社団法人 日本鉄鋼連盟
環境・エネルギー政策委員会
委員長 関田 貴司

1. 日本鉄鋼連盟では、平成 9 年に政府から産業界に対して、地球温暖化対策拡充に向けて自主行動計画の追加的取り組みについて要請がなされたことを受けて、集荷システムの整備を前提に、年間 100 万トンの廃プラスチック等の製鉄プロセスでの利用を目指すこととした。このため、鉄鋼業界全体で約 400 億円の設備投資を行い、廃プラスチック等の利用拡大に鋭意努めてきている。

2. 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装に係る分別収集及び再商品化手法については、平成 19 年 2 月～平成 19 年 7 月の間に計 7 回（Ⅰ期）、平成 21 年 4 月～平成 21 年 7 月の間に計 5 回（Ⅱ期）中環審及び産構審合同会合で関係主体や有識者からなるメンバーで議論されてきた。

(以下、①～③がⅠ期の議論と方向性、④、⑤がⅡ期の議論と方向性)

① 材料、ケミカルを併せた再商品化能力の増加に対応し、資源の有効利用と環境負荷の低減を目指し、効果的、効率的な再商品化手法のバランスのとれた組み合わせ（ポートフォリオ）を確保する。

② その実施に当たっては環境負荷分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行う。

* 再商品化に伴う環境負荷については（財）日本容器包装リサイクル協会に設置された環境負荷検討委員会では環境負荷の項目等の比較対象や範囲、前提条件の設定、根拠となるデータのばらつきといった観点からなお精査が必要で継続的な検討が必要である。

③ 材料リサイクルについては、分別見直しや技術開発等により、再商品化の効率化が図られる可能性を有していることから、それらの中長期的に検討することが必要であり、その取組みが進展するまでの間は、多様な再商品化手法のバランスのとれた組み合わせを確保しつつ、材料リサイクルの再商品化製品が一定の品質を満たす場合に限り、材料リサイクルを優先的に取扱うこととすべきである。

- ④ 中長期的課題に関する検討に結論が出るまでの間、材料リサイクル手法の効率化と質の向上を図るとともに、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを維持するとの観点から、材料リサイクル手法の優先的取扱の総量に上限を設けるとともに、材料リサイクル手法の質の向上等のための総合的評価を行い、優先的取り扱いの中での運用に反映させる。⇒平成 22 年度、暫定的に優先枠を市町村申込量の 50%とする。この措置は、優先的取扱に競争的な新たな環境を導入することにもつながる。
- ⑤ 優先的取扱の在り方については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析（LCA分析）等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等も踏まえ、引き続き検討を行う。その際個々の判断要素を総合した検討を行う。

3. 上記④、⑤を受けて、平成 22 年 1 月から今日まで、全体の合同会合と作業チームで議論されてきたところである（Ⅲ期）。今回の議論の内容を取りまとめて方向性を示すにあたり、容器包装リサイクル制度の健全な発展と効率的な資源有効利用を意識した循環型社会構築に資するために、下記項目を実施することを要望する。

- ① 平成 22 年度の入札運用ルールはあくまでも暫定的な措置であり、平成 23 年度以降のプラスチック製容器包装リサイクルの入札運用ルールについては、今回の議論の結果を公平にかつ科学的に評価し、優先的取扱の根拠を明確に提示して、その根拠に基づいて優先的取り扱いそのものが妥当であるかどうかを議論して結論付けることを要望する。作業チームの議論内容の総括を本合同会合で明確に提示すべきであると考え
- ② 優先的根拠が明確に提示できなければ、早急に見直しを実施すべきである。その実施が直ちに困難な場合でも、少なくとも、優先枠の減少を着実に進めるスケジュールを明示し、競争制限的な現行制度の撤廃に向けた方向性を示して戴きたい。
- ③ 仮にこうした抜本的な見直しがなされず、合理的な根拠が示されないままで材料リサイクルを優先する現行の容器包装プラスチックの入札制度が継続して運用される場合、リサイクル市場の信頼性および公平性を毀損するとともに、現時点において既に一部会員の事業継続が困難になっていることに見られるように環境負荷において優位性のあるケミカルリサイクル事業の継続にもさらに重大な支障をきたすことが危惧される場所である。

なお、昨年 8 月に経済産業大臣の別の諮問機関である総合資源エネルギー調査会から 2020 年における鉄鋼業の CO2 削減に関して、答申がなされ、鉄鋼業において 100 万トンの活用が期待されているが、今回の入札制度の見直しは、そうした国の期待に応えていない。

平成22年7月20日

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWG
プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会 /
中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会 合同会合 に対する意見書の提出について

上記合同会合

委員 今泉 洋

合同会合での再商品化手法の評価と取扱いの方向性等に関するとりまとめに際し、合同会合委員として意見を申し述べたいと存じます。趣旨につきましては、別紙のとおりであります。

以上

プラスチック製容器包装に係わる再商品化の在り方について

平成 22 年 7 月 20 日
昭和電工株式会社
執行役員／化学品事業部長 岩崎 廣和

1. 容器包装リサイクル法は、市民、行政、民間事業者が三位一体となった独特のものであり、関係者も多くリサイクルに対する国民的な関心度が高い法律である。

そもそもの手法でリサイクルされるのが良いかという議論は、優先制度を設けたことによって過度な議論となり、恰もケミカルリサイクル手法が、材料リサイクルよりも劣っているかのごとく取り扱われていることは、CO₂削減等世界に環境技術の指導的役割を国内外にアピールするわが国としては基本的に説明力のある合理的な運営がなされているとは言い難いものとなっている。

ケミカルリサイクルは、その合理性において、再商品化率、質、落札価格、環境負荷等の指標において他の手法よりも優れている実績がある。

また、その他プラスチックは、多様な機能を有した多様な化学材料、樹脂の集合体であり、炭化水素成分へのリサイクルが技術的にも妥当と判断できる。

2. 材料リサイクル手法の優先の根拠の一つとしてLCA手法を導入し、‘材料リサイクルは、特段優れているとは言えない’との結論が既に出ているにもかかわらず、その前提条件を変えることによってその評価結果を変えることは科学的、定量的、客観的な評価とは言い難く、むしろLCAの使い方として妥当性に乏しい。

よって、今回の審議会の答申では、平成19年に出されたLCAでは、材料リサイクルが特にすぐれているわけではないとされた結果を再確認していただきたい。

また、材料リサイクルの優先制度を継続するのであれば、その優先条件となる理由、根拠を具体的に明確化し、その内容を国民にも制度としてよりわかりやすいものとなるよう公表いただきたい。

3. 材料リサイクル手法優先の根拠の一つとして材料リサイクル手法の方が消費者へのわかりやすさの点で評価が高いとされている。

横浜市の地域連携モデル事業でのアンケート結果でも、初年度ケミカルリサイクル手法の認知度が低く、施設見学でのアンケートでも見学前は、材料、ケミカル、サーマルの手法があることすら71～75%が知らなかったと回答し、ケミカルの4つの手法があることについても79～80%が知らなかったと答える結果であった。

わかりやすさ’は、‘もの’として目に見えるものはわかり易い‘とされるが、むしろ、ケミカルリサイクルは、消費者の目に触れていないことがわかり難いだけで、様々な啓蒙活動により、その認知度は大幅に改善され、材料リサイクルと差のない結果となった。

| 認知度 | 初年度 | 2年目 |
|------------|-----|-----|
| 材料リサイクル | 45 | 46 |
| ガス化 | 14 | 52 |
| 高炉還元 | 12 | 43 |
| コークス炉化学原料化 | 12 | 30 |
| 油化 | 12 | 20 |

また、わかり易さとは、わかり易いから優れているのではなく、単に手法の違いを言っているだけで、そのことにより、優先して落札できる権利を有する選択条件の一つがごとく答申に記載されることは疑問である。

4. 結果、現状では、環境負荷低減と資源の有効性、経済コスト、わかりやすさ等の様々な条件を加えたとしても材料リサイクルを優先すべき決定的な根拠は見当たらないばかりでなく、一方の多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつあった手法間のバランスの点においても、平成22年度の登録では、材料リサイクル事業者が71社に対し、ケミカルリサイクル事業者はわずかに10社〔重複1社〕となり、更に減少することが明らかとなっていることから、材料手法のみによる優先制度の即時撤廃を要請する。

また、ケミカルリサイクルの優れた全く新しい技術は、市町村、特定事業者や国民に更なる分別、選別等の負担を強いることなく不要となって捨てられていたものをリサイクルすることができる画期的な技術であり、中長期的な課題を根本的見直すとされた今回の審議会での答申は、早急に優先制度を抜本的に見直す必要があることを明記するようお願いする。

以上